

63 明治13年4月17日 工藤左一郎・山本寛次郎

大ニ御無音打過候へとも愈御清壯御勉学旨奉賀候陳ハ 正五位
公本月十日浅野長勲殿御妹於喜久様御儀御後妻ニ御貫請御婚姻
首尾好御整御同慶此事奉存候。信方公小石川御邸地所とも今般
好相手有之候 正五位公御証人にて御弘御内約相整候に付地券
書換願委任状 信方公ハ 信民公へ至急御遣し相成候様被申上
被成下度委細ハ御同人様へ御同人様ハ被申越候へとも行違候て
ハ御不都合に付尚其弊より厚御添心至急御認書等郵便にて御送
し□□度尤若御代筆にて御認し事御座候とも御名之儀ハ必御忝
く様にて御直筆之規則之趣御座候間右とも御直し之為申上候何
れ何分にも宜敷候様御相談被成下度信民公より尚首弊迄も頼遣
呉候様被申候間右御頼申上候時下折角御自受御勉学ハ□安々々
々奉謝候也

四月十七日記

工藤左一郎
山本寛次郎

菊池武夫様

二白英公より学資之増金之旨被申越とふぞ贈上候事ニ可致候へ
とも少々相談決残り之儀有之候此度ハ御決□不申上候間右ハ其
幣にも御□可被成下候也

(封筒表)

「菊池武夫様

急

」